

東郷町企業版ふるさと納税マッチング支援業務事業者募集要領

1 業務目的

本業務は、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）におけるマッチング支援業務を委託することにより、受託者の持つネットワークやノウハウを活用して寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込み企業」という。）に働きかけを行うことで、企業版ふるさと納税の寄附の増加を図る。

本募集要領は、この業務を受託する事業者を募集するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名称

東郷町企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 業務内容

別添「東郷町企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 選定方法

書面審査

(5) 委託料

ア 委託料の算定は、成果報酬型とし、受託者が本町に寄附を行う企業を紹介したことにより企業版ふるさと納税の寄附が成立した場合に限り、委託料が生じるものとする。

イ 委託料は、寄附額に対する委託料率によってのみ算出する。受託者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約時の委託料率に全て含むものとし、町は委託料率に基づく委託料以外は負担しない。

ウ 委託料率は、当該寄附の額の20%以内（消費税及び地方消費税を除く）とする。

エ 受託者が本業務の中で関わった企業であっても、他の受託者の取次ぎで実施された企業版ふるさと納税による寄附が成立した場合には、いかなる理由であっても委託料の対象外とする。

(6) 審査基準

	評価項目	視点
①	申込資格	申込資格を満たしていること
②	手法	仕様書の要件を満たした上で、自社のノウハウやネットワークを活かし、寄附の増加及び継続寄附の獲得のための独自性のある手法が提案されていること
③	実現性	企業へのアプローチ方法や寄附見込み企業の開拓方法が、町の特色及び地方創生事業を踏まえた効果的な提案であり、各種法令等を遵守した実現性の高いものであること
④	実施体制	寄附者情報の適切な管理や本業務の従事者数、業務フロー等を有していることなど、提案された取組が確実に実施される業務実施体制

		が整備されていること
⑤	実績	他自治体で同内容の業務の受託実績があり、また、企業版ふるさと納税による寄附の獲得実績があること

(7) 審査結果

審査結果は、審査終了後に申込者に書面で通知する。

3 業務の履行に係る留意事項

- (1) 寄附者からの寄附金は、本町が受領し受領証を交付する。
- (2) 寄附者からの本業務に関する問合せや苦情（以下「問合せ等」という。）については、受託者が対応する。ただし、問合せ等の内容が本業務以外の内容であるときは、受託者は問合せ等の内容その他必要な事項を町に連絡し、町は、自らの費用と責任において当該問合せ等に対して適切かつ迅速に処理する。

4 申込資格

本業務の申込資格は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 企業版ふるさと納税に精通していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 東郷町暴力団排除条例（平成24年東郷町条例第27号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 東郷町指名業者等選定審査会規程（平成元年東郷町訓令第2号）による指名停止を受けていないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

5 申込方法

(1) 申込期間

随時申込

(2) 提出書類

ア 申込書：様式1

イ 事業者概要：様式2

ウ 委託料率見積書：様式3

エ 申込資格に係る申立書：様式4

オ 納税証明書（その3の3）の写し（申込日前3か月以内に発行されたもの）

※法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明

※令和 8・9 年度東郷町入札参加資格者名簿に掲載されている者は省略可。

カ 企画提案書（別添「東郷町企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書」を踏まえた具体的な支援内容）：任意様式

(3) 提出先

東郷町役場企画部企画政策課

(4) 提出方法

PDF 形式によりメールで提出

メールアドレス：tgo-kikaku@town.aichi-togo.lg.jp

※メールでの提出後に電話により書類等を提出した旨を連絡すること。（電話番号：0561-38-3111（内線 2322・2325））

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出等に要する費用は、全て申込者の負担とする。

イ 提出書類は、当該審査事務以外には使用せず、また、返却しない。

ウ 提出書類は東郷町情報公開条例（平成 11 年東郷町条例第 21 号）に基づく請求により公開する場合がある。

エ 提出書類の内容について、別途確認を行うとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

6 契約締結

(1) 審査結果通知後、町と申込者との間で協議の上、契約を締結する。

なお、協議が整わないときは、契約を行わない。この場合において、申込者に生じる損害については、本町は一切の責を負わない。

(2) 契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を行うものとする。

7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格となる。

(1) 提出書類が、本募集要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載がある場合

(3) 委託料率が、委託料率の上限（20%）を上回っている場合

(4) 契約の締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなった場合

(5) その他募集要領等に違反すると認められた場合

(6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと町が判断した場合

8 その他

(1) 提出された提出書類の審査内容及び審査結果については公表せず、また、それに対する異議申立は一切受け付けない。

(2) 町は、申込者と契約を締結した場合には、受託者の名称及び所在地を速やかに町ホー

ムページ等で公表する。

- (3) 受託者に本申込に関して不正又は虚偽記載等の不適正な行為が認められた場合、又は契約締結後において募集要項に定める応募資格を満たさなくなった場合は、町は契約を解除することができるものとする。この場合において、契約の解除により町に損害が生じたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

9 問合せ先

東郷町役場企画部企画政策課

東郷町大字春木字羽根穴1番地

電 話：0561-38-3111（内線 2325）

メール：tgo-kikaku@town.aichi-togo.lg.jp